

指定訪問介護事業所運営規程

医療法人 聖 仁 会
訪問介護ステーションさくら

医療法人聖仁会指定訪問介護運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人聖仁会が開設する指定訪問介護事業所訪問介護ステーションさくら(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の状況、その他置かれている環境等に
応じて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、
排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター・居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人聖仁会訪問介護ステーションさくら
- 二 所在地 埼玉県さいたま市桜区大字上大久保 830 番地 1
西部在宅ケアセンター1F

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人(常勤兼務職員)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 二 サービス提供責任者 3人

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- 訪問介護計画(介護予防訪問介護計画)の作成・変更等を行い、利用者の申込みに係る調整をすること。
- 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携にすること。
- 訪問介護員に対し、具体的な援助項目及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

三 訪問介護員 2.5人以上(常勤換算)

訪問介護員は、訪問介護の提供にあたる。

四 事務職員 1人(非常勤職員)

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日

月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日まで及び祝祭日を除く

二 営業時間

月曜日から金曜日9時から17時・土曜日9時から12時までとする。

三 連絡体制

電話等により、勤務時間内連絡が可能な体制をとる。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、基準額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

一 身体介護

二 生活援助

2 その他の費用として、次に掲げる費用の支払を受けることができるものとする。

一 第9条の通常の事業の実施区域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次のとおりとする。

ア 通常の事業実施区域外 片道150円

ニ キャンセル料 利用日前日の17時までに連絡あり 無料
利用日前日の17時までに連絡なし 当該基本料の30%

三 前第3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施区域)

第7条 通常の事業の実施区域は、さいたま市とする。

(苦情・相談対応)

第8条 当事業所は、利用者からの相談・苦情等に対する窓口置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 当該事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間 保存する。
- 3 提供した指定訪問介護に関し、市町村が行う文書その他の提出若しくは提示の求め又は当該市町村職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供したサービスに関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等から派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故処理)

- 第9条 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
 - 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時等における対応方法)

- 第10条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない

(個人情報の保護)

- 第11条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報に関する個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービス以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待の防止のための措置)

- 第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。
- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

三 その他虐待防止のための必要な措置

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する。
- 4 個人情報保護については、別に規程を定めるものとする。
- 5 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人聖仁会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成18年04月01日から施行する。
- この規程は、平成18年07月01日改定施行する。
- この規程は、平成18年08月01日改定施行する。
- この規程は、平成18年10月16日改定施行する。
- この規程は、平成19年02月01日改定施行する。
- この規程は、平成20年05月01日改定施行する。
- この規程は、平成21年01月01日改定施行する。
- この規程は、平成21年04月27日改定施行する。
- この規程は、平成21年06月10日改定施行する。
- この規程は、平成21年07月15日改定施行する。
- この規程は、平成21年08月01日改定施行する。
- この規程は、平成22年04月01日改定施行する。
- この規程は、平成22年04月13日改定施行する。
- この規程は、平成23年02月01日改定施行する。
- この規程は、平成23年04月01日改定施行する。
- この規程は、平成23年05月01日改定施行する。
- この規程は、平成23年09月01日改定施行する。

この規程は、平成 24 年 01 月 01 日改定施行する。
この規程は、平成 24 年 09 月 18 日改定施行する。
この規程は、平成 24 年 11 月 20 日改定施行する。
この規程は、平成 25 年 04 月 01 日改定施行する。
この規程は、平成 25 年 07 月 16 日改定施行する。
この規程は、平成 25 年 10 月 01 日改定施行する。
この規程は、平成 25 年 11 月 08 日改定施行する。
この規程は、平成 26 年 04 月 01 日改定施行する。
この規程は、平成 26 年 11 月 01 日改定施行する。
この規程は、平成 27 年 08 月 01 日改定施行する。
この規程は、平成 29 年 01 月 01 日改定施行する。
この規程は、平成 29 年 04 月 01 日改定施行する。
この規程は、平成 30 年 02 月 01 日改定施行する。
この規程は、平成 30 年 03 月 01 日改定施行する。
この規程は、平成 30 年 03 月 16 日改定施行する。
この規程は、令和 03 年 05 月 01 日改定施行する。

(第 12 条虐待の防止のための措置追加)